

## 【被災者生活再建支援法】

青森県三沢市、三戸郡階上町

茨城県古河市、結城市

栃木県足利市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡横芝光町

※2 原子力発電所の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方で、平成23年4月22日に当該指示が解除され、現在は⑤のいずれの指示の対象にもなっていない方（いわき市の一部及び田村市の一部に居住されている方が該当）の一部負担金等の免除は、6月30日までに受けた診療等や調剤の分までとなります。

## 免除になる一部負担金等

- ① 一部負担金
- ② 入院時食事療養標準負担額
- ③ 入院時生活療養標準負担額
- ④ 保険外併用療養費に係る自己負担額
- ⑤ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ⑥ 家族療養費に係る自己負担額
- ⑦ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額



## 免除手続

- ① 「一部負担金等免除申請書」（以下、「申請書」といいます。）に、申請書裏面に記載の書類を添え、共済事務担当課へ提出してください。（任意継続組合員の方は共済組合へ送付してください。）  
申請書は、共済事務担当課で受け取ってください。また、当組合ホームページの「申請書類一覧」からダウンロードすることもできます。
- ② 共済組合で申請書の内容を確認後、「一部負担金免除証明書」を交付しますので、医療機関や薬局の窓口で、組合員証等に添えて提示してください。

## 免除期間

平成23年3月11日～平成24年2月29日まで

入院時食事療養及び入院時生活療養の標準負担額の免除期間については、厚生労働大臣が定める日までとされ、現時点において当分の間となっています。

なお、上記免除対象者の③の場合は、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限ります。

また、④及び⑤の場合は指示があった日から、また、⑥の場合は特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日から開始となり、平成24年2月29日までの間において当該指示又は特定が解除されるまでの間となります。

# 東日本大震災により被災された皆さんへ

— 医療費負担が免除になります —

組合員や被扶養者の皆さんが医療機関で診療を受けた場合、かかった医療費の一部負担金（1割～3割）を窓口で支払っていただいておりますが、東日本大震災により被災された方で、以下の要件に該当する場合、その支払いの免除を受けることができます。

免除を受けるには申請が必要になりますので、以下の内容をご確認のうえ手続きをお願いします。

## 免除対象者

平成23年3月11日に特定被災区域（※1）に住所を有していた方（同日以降、他の市町村へ転出した方を含む。以下同じ。）であって、東日本大震災により次の①から⑦のいずれかに該当する組合員又は被扶養者。

- ① 住家が全半壊、全半焼した方
- ② 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方  
※「重篤な傷病を負った方」とは、1ヵ月以上の治療を要すると認められる方です。
- ③ 主たる生計維持者が行方不明となっている方
- ④ 福島原発の避難のための立退き又は屋内への退避の指示対象地域であるため避難又は退避を行っている方
- ⑤ 福島原発の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の指示対象となっている方（※2）
- ⑥ 福島原発の特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- ⑦ その他上記の①から⑥までに準ずる者として共済組合が認めた方  
（4ページの「免除対象者⑦について」を参照ください。）

※1 特定被災区域とは、災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）と被災者生活再建支援法の適用市町村が該当します。具体的には以下の市町村です。

## 【災害救助法】

青森県八戸市、上北郡おいらせ町、岩手県全34市町村、宮城県全35市町村、福島県全59市町村

茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、利根町

栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同都市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県千葉市、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、新潟県十日町市、上越市、中魚沼郡津南町、長野県下水内郡栄村

## 被 扶 養 者

- ア 平成23年3月11日の時点で、勉学等により家族とともに居住していなかったが、大震災による被害を受けたことにより、その家族が居住していた住家が全半壊、全半焼した方。
- イ 特定被災区域に居住していないが、大震災による直接の被害を受けたことにより、その方が居住していた住家が全半壊、全半焼した方。
- ウ 特定被災区域に居住していないが、大震災による被害を受けたことにより、その方と同居していた主たる生計維持者が重篤な傷病を負い、又は行方が不明である方。
- エ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、大震災による被害を受けたことにより、特定被災区域に居住していたその方の主たる生計維持者が重篤な傷病を負い、又は行方が不明である方。
- オ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた地域が、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている方。
- カ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた地域が、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている方。
- キ 平成23年3月11日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた世帯が、被災者生活再建支援法第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属している方。
- ク 特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の時点で、勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その家族が同日時点で居住していた住居が特定避難勧奨地点であるため、避難を行っている方。
- ケ 平成23年3月11日以降に新たに出産、結婚その他これに準ずる理由により組合員たる免除認定者の被扶養者になった方。

## 一 部 負 担 金 等 の 還 付

免除対象でありながら免除証明書を提出できなかったため医療機関等へ一部負担金等を支払った方については、一部負担金等の還付を受けることができます。

※ 申請方法等については、決まり次第別途お知らせいたします。

## 免除対象者⑦について

免除対象者の⑦（その他上記の①から⑥までに準ずる者として共済組合が認めた方）については、次のような方となります。

## 組 合 員

- ア 平成23年3月11日の時点で、単身赴任等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した方であって、大震災による被害を受けたことにより、その家族の住家が全半壊、全半焼した方。
- イ 特定被災区域に居住していないが、大震災による直接の被害を受けたことにより、その方が居住していた住家が全半壊、全半焼した方。
- ウ 特定被災区域に居住していないが、大震災による直接の被害を受けたことにより、その方が属する世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負い、又は行方が不明である方。
- エ 平成23年3月11日の時点で、単身赴任等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した方であって、その家族が同日時点で居住していた地域が、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域である方。
- オ 平成23年3月11日の時点で、単身赴任等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した方であって、その家族が同日時点で居住していた地域が、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている方。
- カ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯（自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。以下同じ。）に属している方。
- キ 平成23年3月11日の時点で、単身赴任等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した方であって、その家族が同日時点で居住していた住居が、特定避難勧奨地点であるため、避難を行っている方。